

．調査の目的、方法等

1．調査の目的

本調査は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の施行状況及び都道府県市が把握している土壤汚染事例を把握し、整理することにより、土壤汚染対策の現状について公表するとともに、今後の土壤汚染対策の推進に資する資料としてとりまとめることを目的としている。

2．調査方法等

(1) 調査対象

都道府県及び法第37条の政令で定める市（以下「政令市」という。）の土壤汚染担当部局を対象とした。都道府県においては、政令市以外の地域における土壤汚染について回答を求めた。

(2) 対象事例

1) 法の適用対象事例

法施行日（平成15年2月15日）から平成17年3月31日までの、法第3条又は第4条に基づき土壤汚染状況調査を実施した事例、法の指定基準に適合しないことが判明した事例等、法の適用対象となった事例を対象とした。

2) 1) 以外の事例

昭和50年4月1日から平成17年3月31日までに判明した次のアからカまで掲げる事例（土壤中のダイオキシン類に係るものを除く。）を対象とした。

ア．土壤の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壤環境基準」という。）に適合しないことが判明した事例（農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に基づいて指定された農用地土壤汚染対策地域を除く。）

イ．「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（平成11年1月環境庁水質保全局長通知）を参考にして、土壤の調査若しくは対策の実施について指導、助言、協力の要請等を行った事例（土壤環境基準の対象物質を検出したものであって環境基準に適合しているもの及び対象物質以外の物質に係るものを含む。また、自治体が自ら実施したものを含む。）

ウ．自治体の制定した条例、要綱等に基づき土壤の調査又は対策を実施し又は指導した、あるいは実施（指導）を予定している事例

エ．土壤の汚染が問題となった訴訟に係る事例

オ．土壤の汚染が問題となって新聞等に報道された、あるいは地方議会で取り上げられた事例

カ．地下水汚染実態調査で報告された地下水汚染地域内で、土壤調査が行われ、土壤中から土壤環境基準の対象物質等が検出された事例（土壤環境基準に適合しているもの及び対象物質以外の物質に係るものを含む。）